

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人喜成会

喜成会ホームヘルプサービス有本

1. 身体拘束の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の自由を制限する事であり、尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束をしないことを目的として指針を整備する。

(1) 緊急やむを得ない場合の3原則

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の3つの要件を満たすことが必要である。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に事態を収拾する方法がないこと。

③ 一時的

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 身体的拘束に該当する具体的行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

2. 身体拘束等適正化のための体制

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束等の適正化を目指すために、身体拘束等適正化検討委員会を喜成会デイサービス有本の家、喜成会ケアプランセンター有本と協同にて設置します。

(2) 身体拘束等適正化検討委員の構成

委員長：デイサービス管理者

委員：デイサービス相談員、デイサービス看護職員、ヘルパー管理者、
サービス提供責任者、居宅介護支援専門員

(3) 委員会の開催

委員会は虐待防止委員会と一体的に開催する。

(虐待防止委員会は6ヶ月に1回以上定期的に開催する)

(4) 委員会の実施内容

- ①当事業所において身体拘束適正化を目指すための取組等の確認・改善を検討する。
- ②身体拘束等についての研修の開催
- ③やむを得ず、身体拘束等が該当する利用者が発生した場合の対応方法について。
- ④やむを得ず身体拘束等を行った場合、速やかに拘束解除に向けた検討・確認を行う。

(5) 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束等適正化検討委員会は職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した利用者への対応の徹底を目的とした研修を行う。

- ①新規採用者に対し、採用時に身体拘束に関する研修を行う。
- ②全職員に対象として、身体拘束に関する研修を年1回以上実施する。
- ③外部で実施されている研修への参加や、その他必要に応じて研修を実施する。

3. 基本方針

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置

(2) 身体拘束及び行動制限の原則禁止

当事業所では、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及びその行動制限を原則禁止とする。

(3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置としてやむを得ず身体拘束を行う場合については、身体拘束等適正化検討委員会において事前に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害(影響)よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件をすべて満たした場合のみ、本人または家族の同意を得て行う。

身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要を生じさせないため、日常的に以下の事に取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める。
- ②言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④利用者の安全を確保するため、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。

4. 身体拘束発生時の対応・報告に関することについて

(1) 対応

当事業所においては、平素から身体拘束を検討する必要がある利用者はいないが、何らかの原因で3要件に該当する事案が発生した場合、管理者等の判断を得て身体拘束等を行う。しかし、それまでに可能な限り身体拘束を避ける努力をする。

やむを得ず身体拘束を行った場合には、次の項目について具体的に本人及び家族等に説明し、書面で確認を得る。

(2) 報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正委員会での拘束解除に向けた検討を行う。

5. 本指針の閲覧及び周知

(1) 当指針及び身体拘束等に関するマニュアル等については委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(2) 当指針は誰でも閲覧ができるよう事業所に備え置くとともに、法人ホームページにも公開する。

附則 令和5年4月1日から施行する。